

## 道路交通の状況

平成 17 年度に名古屋市が行った事業予定地周辺における 7～19 時の 12 時間自動車交通量（二輪車を除く）、歩行者及び自転車交通量は表 1.5-5、図 1.5-11 及び図 1.5-12 に示すとおりである。

調査対象区域及びその周辺における自動車交通量は、平日及び休日ともに、高速名古屋新宝線（No. ）が最も多く、平日で約 43,000 台/12 時間、休日で約 27,000 台/12 時間となっている。都市高速道路以外では、平日は名古屋津島線（No. ）が最も多く約 31,000 台/12 時間、休日は中川中村線（No. ）が最も多く約 22,000 台/12 時間となっている。

事業予定地に隣接する名古屋津島線（No. ）の自動車交通量は、平日で約 27,000 台/12 時間、休日で約 21,000 台/12 時間、広井町線（No. ）の自動車交通量は、平日で約 15,000 台/12 時間、休日で約 13,000 台/12 時間であった。

調査対象区域及びその周辺における歩行者交通量は、平日及び休日ともに名古屋津島線（No. ）が最も多く、平日で約 33,000 人/12 時間、休日で約 46,000 人/12 時間であった。

事業予定地に隣接する名古屋津島線（No. ）の歩行者交通量は、上記のとおりであり、広井町線（No. ）の歩行者交通量は、平日で約 12,000 人/12 時間、休日で約 7,500 人/12 時間であった。

自転車交通量は、平日及び休日ともに名古屋津島線（No. ）が最も多く、平日で約 3,900 台/12 時間、休日で約 3,300 台/12 時間であった。

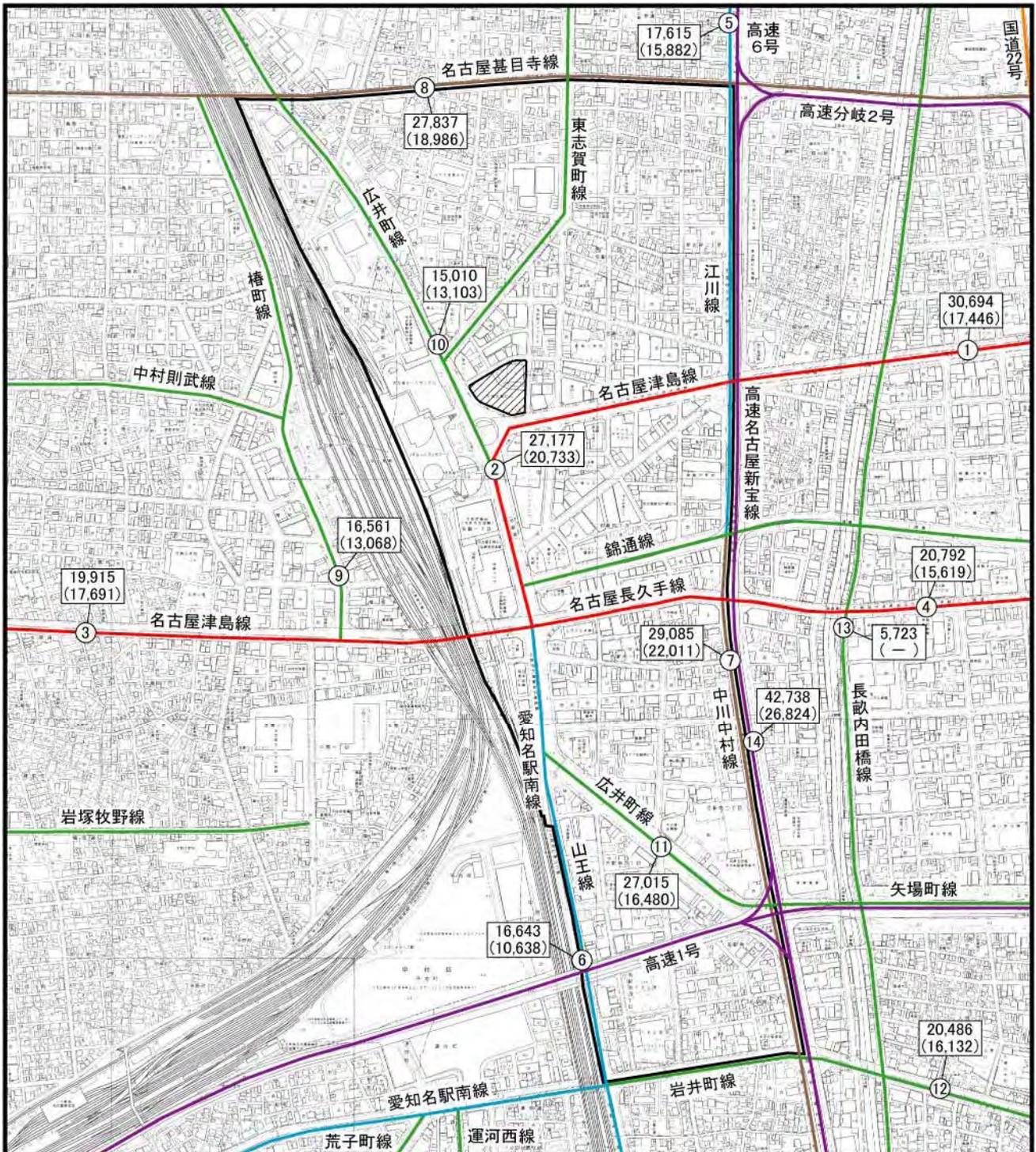
事業予定地に隣接する名古屋津島線（No. ）の自転車交通量は、平日で約 1,800 台/12 時間、休日で約 1,300 台/12 時間、広井町線（No. ）の自転車交通量は、平日で約 1,700 台/12 時間、休日で約 1,600 台/12 時間であった。

出典：「平成 17 年度 名古屋市一般交通量概況」（平成 19 年 名古屋市）

表 1.5-5 自動車、歩行者及び自転車交通量

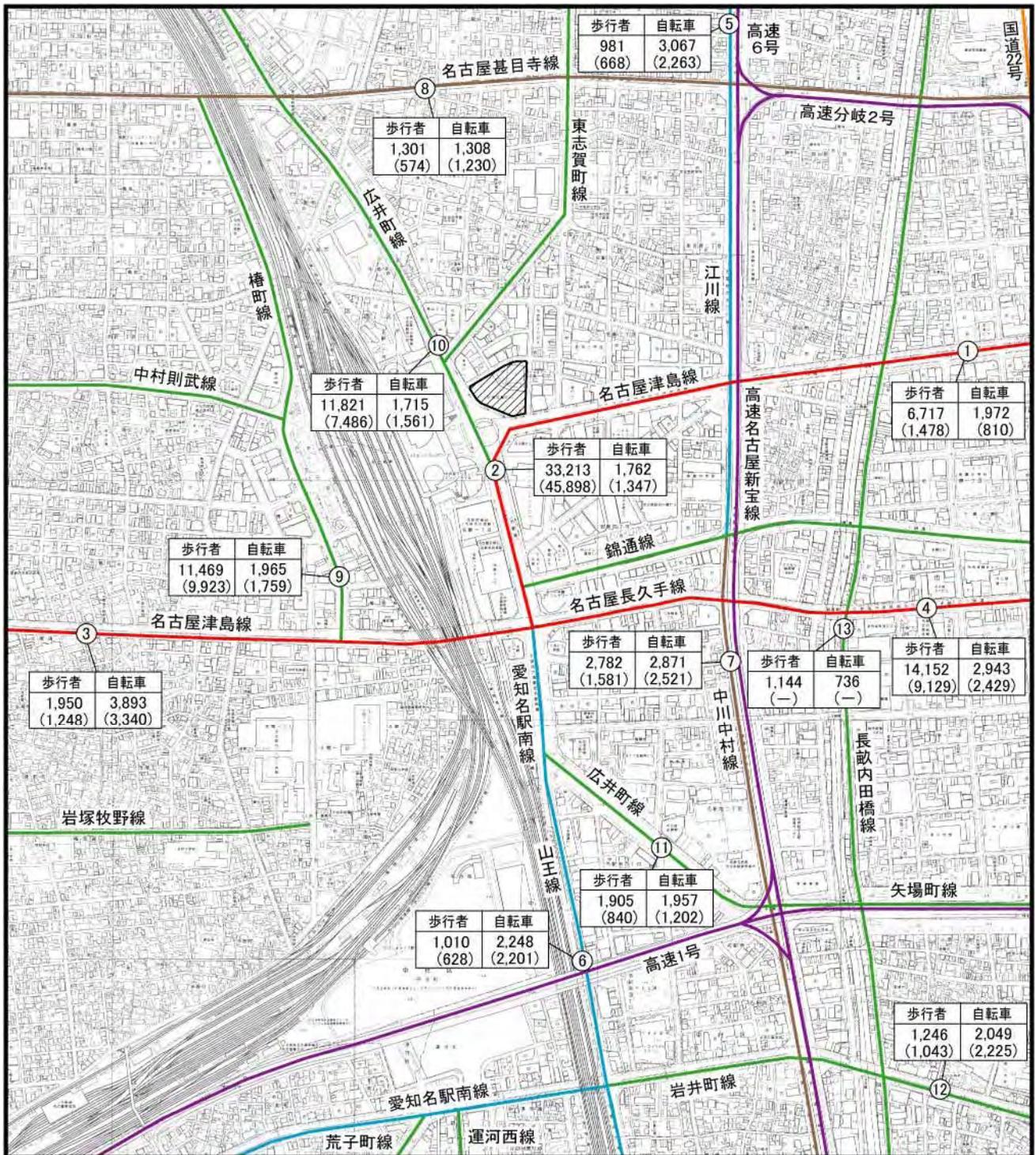
道路種別	No.	路線名	観測地点	12時間交通量		
				自動車(台)	歩行者(人)	自転車(台)
主要県道		名古屋津島線	中区丸の内一丁目	30,694 (17,446)	6,717 (1,478)	1,972 (810)
			中村区名駅一丁目	27,177 (20,733)	33,213 (45,898)	1,762 (1,347)
			中村区太閤通三丁目	19,915 (17,691)	1,950 (1,248)	3,893 (3,340)
		名古屋長久手線	中区栄一丁目	20,792 (15,619)	14,152 (9,129)	2,943 (2,429)
主要市道		江川線	西区新道二丁目	17,615 (15,882)	981 (668)	3,067 (2,263)
		山王線	中村区名駅南四丁目	16,643 (10,638)	1,010 (628)	2,248 (2,201)
一般県道		中川中村線	中村区名駅南一丁目	29,085 (22,011)	2,782 (1,581)	2,871 (2,521)
		名古屋甚目寺線	西区名駅二丁目	27,837 (18,986)	1,301 (574)	1,308 (1,230)
一般市道		椿町線	中村区椿町	16,561 (13,068)	11,469 (9,923)	1,965 (1,759)
		広井町線	中村区名駅二丁目	15,010 (13,103)	11,821 (7,486)	1,715 (1,561)
			中村区名駅南四丁目	27,015 (16,480)	1,905 (840)	1,957 (1,202)
		岩井町線	中区松原一丁目	20,486 (16,132)	1,246 (1,043)	2,049 (2,225)
		長畝内田橋線	中区栄一丁目	5,723 ( - )	1,144 ( - )	736 ( - )
都市高速道路		高速名古屋新宝線	中村区名駅南一丁目	42,738 (26,824)	-	-

注)12時間交通量のうち、上段は平日、下段( )内は休日を示す。



凡 例	: 事業予定地	: 交通量調査地点	 Scale 1:12,500 
	: 調査対象区域 : 都市高速道路 : 一般国道 : 主要県道 : 一般県道 : 主要市道 : 一般市道	: 自動車交通量 単位: 台/12時間 注) ①~⑭は、表1.5-5に対応する。	

図 1.5-11 自動車断面交通量



凡例

- : 事業予定地
- : 調査対象区域
- : 都市高速道路
- : 一般国道
- : 主要県道
- : 一般県道
- : 主要市道
- : 一般市道

(No.) : 交通量調査地点

歩行者交通量	自転車交通量
人/12時間	台/12時間
上段は平日	
下段( )は休日	

注) ①～⑬は、表1.5-5に対応する。

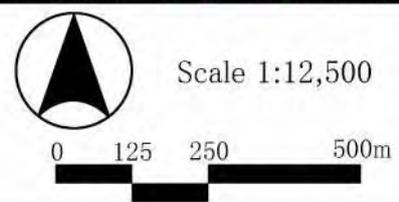


図 1.5-12  
歩行者及び自転車断面交通量

## 公共交通機関の利用状況

調査対象区域における平成 20 年度の駅別乗車人員は、表 1.5-6 に示すとおりである。

事業予定地周辺の 1 年間の駅別乗車人員は、JR 名古屋駅が約 7,000 万人、名鉄名古屋駅が約 5,000 万人、近鉄名古屋駅が約 2,300 万人、あおなみ線名古屋駅が約 400 万人、地下鉄名古屋駅が約 6,100 万人である。

出典：「平成 21 年版 名古屋市統計年鑑」（平成 22 年 名古屋市）

表 1.5-6 駅別乗車人員

単位：人/年

JR線	名鉄線	近鉄線	あおなみ線	地 下 鉄	
JR 名古屋駅	名 鉄 名古屋駅	近 鉄 名古屋駅	名古屋駅	名古屋駅	国際センター駅
69,918,780	50,376,082	23,264,833	4,199,151	61,375,639	1,554,543

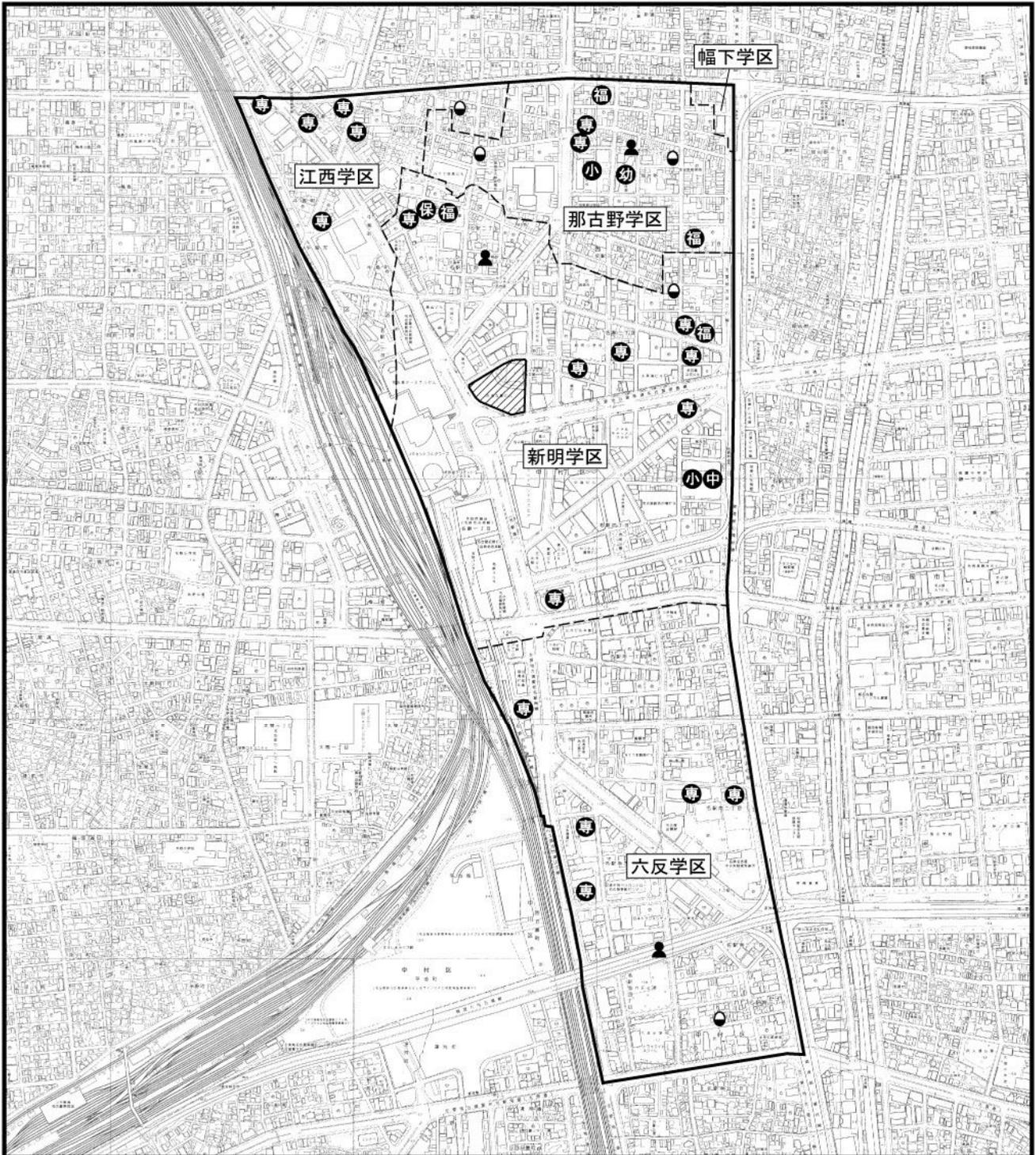
## (5) 地域社会等

### 公共施設等

調査対象区域には、図 1.5-13 に示すとおり、小学校が 1 箇所、小中一貫教育校が 1 箇所、幼稚園が 1 箇所あるほか、専修学校が多数ある。その他には、保育所が 1 箇所、福祉関係施設が 4 箇所あるほか、どんぐり広場・児童遊園地が数箇所ある。

また、調査対象区域には、図 1.5-14 に示すとおり、都市計画公園が 3 箇所ある。

出典：「学区別生活環境調査報告書」（平成 10 年 名古屋市）  
「病院一覧（平成 21 年 10 月 1 日現在）」（愛知県ホームページ）  
「愛知県の私立学校」（愛知県ホームページ）  
「社会福祉施設等名簿 平成 22 年度版」（平成 22 年 愛知県）  
「なごやの健康福祉 2009」（平成 21 年 名古屋市）  
「暮らしの情報」（名古屋市ホームページ）  
「ゼンリン住宅地図 名古屋市中村区・西区」（株式会社ゼンリン）  
「名古屋市都市計画情報提供サービス」（名古屋市ホームページ）



凡  
例

-  : 事業予定地
-  : 調査対象区域
-  : 学区界
-  : 中学校
-  : 小学校
-  : 幼稚園
-  : 保育所
-  : 専修学校
-  : 福祉関係施設
-  : どんぐり広場・児童遊園地
-  : 集会施設

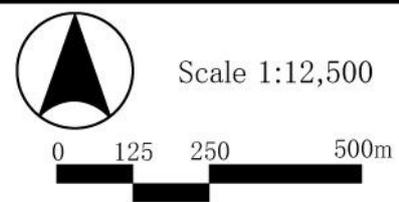
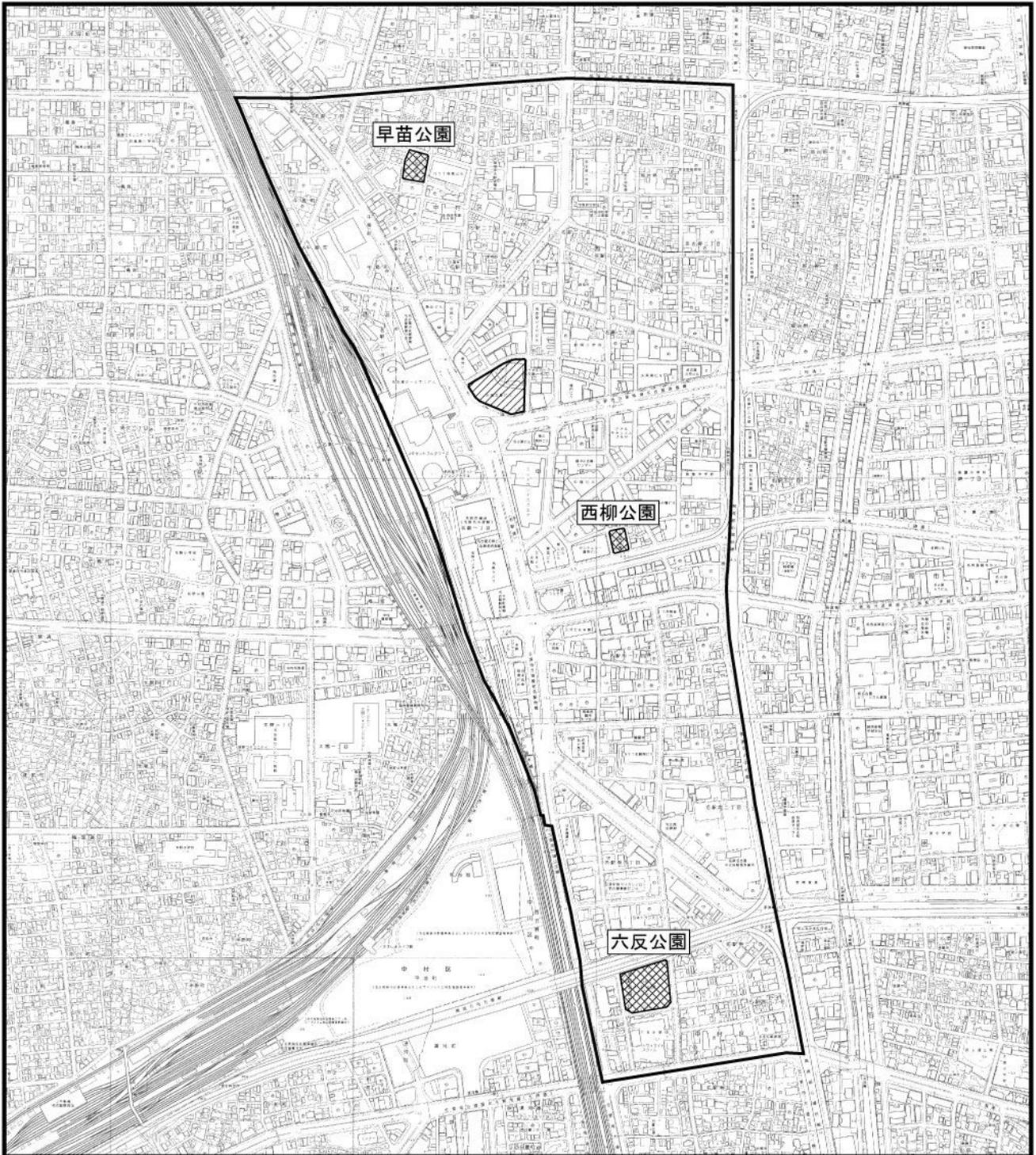


図 5.1-13 公共施設等位置図



-  : 事業予定地
-  : 調査対象区域
-  : 都市計画公園

凡  
例



Scale 1:12,500

0 125 250 500m

図 1.5-14 都市計画公園位置図

## 文化財等

調査対象区域には、文化財保護法（昭和 25 年 法律第 214 号）及び文化財保護条例（昭和 47 年 名古屋市条例第 4 号）により規定された文化財等はない。

出典：「指定文化財等目録一覧」（名古屋市ホームページ）

## 下水道等

名古屋市における上水道の給水普及率は 100.0%（平成 21 年 3 月 31 日現在）、公共下水道の人口普及率<sup>注</sup>は 98.6%（平成 21 年 3 月 31 日現在）となっている。

調査対象区域の下水道については、全域で整備されている。

出典：「平成 21 年版 名古屋市統計年鑑」（平成 22 年 名古屋市）

## 廃棄物等

名古屋市における平成 20 年度のごみ処理量（収集・搬入量）は 659,390 トンで、前年度 682,748 トンより 23,358 トン（約 3.4%）減少している。

また、名古屋市、中村区及び西区における平成 20 年度のごみ及び資源収集量は、表 1.5-7 に示すとおりである。

中村区及び西区における収集量の構成は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、環境美化（町美運動により集められたごみ等の収集）及び資源とともに、名古屋市とほぼ同じ傾向を示している。

出典：「平成 21 年度 事業概要（資料編）」（名古屋市ホームページ）

表 1.5-7 ごみ及び資源収集量（平成 20 年度）

単位：トン

区 分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源収集	環境美化収集	合 計
名古屋市	373,500 (71.5%)	54,948 (10.5%)	8,803 (1.7%)	83,708 (16.0%)	1,735 (0.3%)	522,694 (100.0%)
中村区	24,620 (73.8%)	3,690 (11.1%)	466 (1.4%)	4,506 (13.5%)	101 (0.3%)	33,383 (100.0%)
西 区	24,070 (72.2%)	3,644 (10.9%)	476 (1.4%)	5,133 (15.4%)	9 (0.0%)	33,332 (100.0%)

注) ( )内の数値は、収集量の合計に対する各区分の収集割合を示す。

注)(人口普及率) = (処理区域内人口) ÷ (行政区域内人口) × 100

(6) 関係法令の指定・規制等

公害関係法令

ア 環境基準等

(ア) 大気汚染（資料 2-1（資料編 p.27）参照）

「環境基本法」（平成 5 年 法律第 91 号）に基づき、大気汚染に係る環境基準が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」（平成 8 年 名古屋市条例第 6 号）に基づき、大気汚染に係る環境目標値が定められている。

(イ) 騒音（資料 2-2（資料編 p.29）参照）

「環境基本法」に基づき、騒音に係る環境基準が定められている。

(ウ) 水質汚濁（資料 2-3（資料編 p.30）参照）

「環境基本法」に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」に基づき、水質汚濁に係る環境目標値が定められている。

(エ) 土壌汚染（資料 2-4（資料編 p.37）参照）

「環境基本法」に基づき、土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

(オ) ダイオキシン類（資料 2-5（資料編 p.38）参照）

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 法律第 105 号）に基づき、ダイオキシン類に係る環境基準が定められている。

イ 規制基準等

(ア) 大気質（資料 2-6（資料編 p.39）参照）

「大気汚染防止法」（昭和 43 年 法律第 97 号）及び「愛知県生活環境保全条例」により、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物などのばい煙の排出許容限度を定めた排出基準、粉じんなどを発生する施設についての構造・使用等に関する基準、特定粉じんを排出する作業についての基準、一定規模以上の工場・事業場に硫黄酸化物の許容排出量を定めた総量規制基準が定められている。

また、「名古屋市環境保全条例」により、一定規模以上の工場・事業場を対象に、窒素酸化物についての総量規制基準が定められている。

(イ) 騒音（資料 2-7（資料編 p.43）参照）

「騒音規制法」（昭和 43 年 法律第 98 号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 17 条第 1 項に基づき、自動車騒音の限度が定められている。

(ウ) 振動（資料 2-8（資料編 p.47）参照）

「振動規制法」（昭和 51 年 法律第 64 号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 16 条第 1 項に基づき、道路交通振動の限度が定められている。

#### (I) 悪 臭

「悪臭防止法」(昭和46年 法律第91号)に基づき、悪臭物質についての規制基準の設定及び規制地域の指定がされている。名古屋市では、法に基づき、市の全域を規制地域に指定するとともに、敷地境界線上においてアンモニア、メチルメルカプタン等の22物質の濃度規制基準を定めている。

さらに、アンモニアを始めとする13物質については排出口の高さに応じた規制、メチルメルカプタンを始め4物質については排出水の敷地外における規制を行っている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、人間の嗅覚により悪臭の強さを判定する方法(官能試験法)を導入した「悪臭対策指導指針」(平成15年 名古屋市告示第412号)を定めている。

#### (オ) 水 質

「水質汚濁防止法」(昭和45年 法律第138号)に基づき特定事業場からの排水水について全国一律の排水基準が定められているほか、「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」(昭和47年 愛知県条例第4号)で、一部の項目について全国一律基準より厳しい上乗せ排水基準を定めている。

さらに、伊勢湾に流入する地域内の一定規模以上の特定事業場(指定地域内事業場)から排出される化学的酸素要求量(COD)、窒素及び磷について、総量規制基準が定められている。

#### (カ) 地 盤(資料2-9(資料編p.50)参照)

「名古屋市環境保全条例」に基づき、市の全域を地下水の採取を規制する必要がある「揚水規制区域」として指定するとともに、当該区域における揚水設備による地下水の採取には許可制を採用している。本事業においては、「名古屋市環境保全条例」に従い、揚水機の吐出口の断面積が78cm<sup>2</sup>を超える設備を用いて、ゆう出水を排水する掘削工事を実施する場合には、関係事項を名古屋市長に届出し、同条例の規則で定める事項を報告する。

なお、「工業用水法」(昭和31年 法律第146号)に基づく地下水揚水規制は、名古屋市港区及び南区の一部の地域であり、調査対象区域がある中村区及び西区には、同法に基づく規制はなされていない。

#### (キ) 土 壌

「土壌汚染対策法」(平成14年 法律第53号)において、「水質汚濁防止法」に基づく有害物質使用特定施設の使用の廃止時、または土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるときは、同法に基づく土壌汚染調査が必要となる。

また、大規模な土地(3,000m<sup>2</sup>以上)の改変時には、「土壌汚染対策法」に基づき、この旨を名古屋市長に届け出るとともに、「名古屋市環境保全条例」に基づき、当該土地における過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等を調査し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。

#### (ク) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」により、同法における特定施設からの排出ガス及び排水中のダイオキシン類について、排出基準が定められている。

## (ケ) 景 観

名古屋市は、平成 16 年 6 月に制定された「景観法」(平成 16 年 法律第 110 号)に基づき、良好な景観形成の基準を示す「名古屋市景観計画」を平成 21 年 12 月に策定している。同計画により、名古屋市内全域は、建築行為等(景観計画で対象としているものに限る)を行う場合には「景観法」に基づく届出が必要となるとともに、景観上重要な建造物(景観重要建造物)等の指定などの「景観法」に基づいた各種制度を活用することができる区域(景観計画区域)に指定されている。

また、事業予定地は、「名古屋駅都市景観形成地区」に指定されており、建築物、工作物及び屋外広告物を対象とした行為が制限される。

### (1) 日 照(資料 2-10(資料編 p.51)参照)

事業予定地北側の用途地域は、商業地域であり、「建築基準法」(昭和 25 年 法律第 201 号)及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」(昭和 52 年 名古屋市条例第 58 号)による日影の規制地域には該当しない。なお、本事業において建築する建築物は、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」(平成 11 年 名古屋市条例第 40 号)における「中高層建築物」に該当するため、同条例に定める教育施設に対して、日影となる部分を生じさせる場合には、施設設置者との協議が必要となる。

### (2) 緑 化(資料 2-11(資料編 p.54)参照)

「緑のまちづくり条例」(平成 17 年 名古屋市条例第 39 号)に基づき、商業地域については、敷地面積 500 m<sup>2</sup>以上の施設の新築または増築において、対象となる敷地面積の 10 分の 1 以上を緑化する必要がある。

## (シ) 地球温暖化

### ア) 建築物環境配慮指針

「建築物環境配慮指針」(平成 15 年 名古屋市告示 557 号)に基づき、建築主は建築物を建築するにあたり、地球温暖化その他の環境への負荷のための措置を講ずるよう努めなければならない。また、建築物環境配慮制度(CASBEE 名古屋)により、2,000m<sup>2</sup>を超える建築物の建築主に対し、環境配慮の措置を記載した環境計画書の届出が義務付けられている。

### イ) 地球温暖化対策指針

温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等として規則で定めるものを設置し、または管理している者は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他の地球温暖化対策に関する事項を定めた計画書(以下、「地球温暖化対策計画書」という)を作成し、市長に提出しなければならない。なお、地球温暖化対策計画書の作成は、「地球温暖化対策指針」(平成 16 年 名古屋市告示 11 号)に基づくものとする。

## 廃棄物関係法令

### ア 事業系廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年 法律第137号)により、一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、事業者の責任において適正に処理することが義務付けられている。また、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」(平成4年 名古屋市条例第46号)により、事業者は事業系廃棄物の再利用を図ることにより、減量化に努めることが義務付けられている。

### イ 建設廃材等

建設工事及び解体工事に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設廃棄物処理マニュアル - 建設廃棄物処理ガイドライン改訂版 - 」(平成13年 財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター)により、事業者の責任において適正に処理するとともに、運搬車両毎にマニフェスト(集荷目録)を発行することが義務付けられている。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法 律第104号)により、事業者は再生資源を利用するよう努めるとともに、建設工事に係る建設資材廃棄物を再生資源として利用することを促進するよう努めることが義務付けられている。

## 自然環境関係法令

### ア 自然公園地域の指定状況

調査対象区域には、「自然公園法」(昭和32年 法律第161号)及び「愛知県立自然公園条例」(昭和43年 愛知県条例第7号)に基づく自然公園地域の指定はない。

### イ 自然環境保全地域の指定状況

調査対象区域には、「自然環境保全法」(昭和47年 法律第85号)及び「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和48年 愛知県条例第3号)に基づく自然環境保全地域の指定はない。

### ウ 緑地保全地域の指定状況

調査対象区域には、「都市緑地法」(昭和48年 法律第72号)に基づく緑地保全地域の指定はない。

### エ 鳥獣保護区等の指定状況

調査対象区域は、全域が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成14年 法律第88号)に基づく特定猟具使用禁止区域になっている。

## 防災関係法令

### ア 砂防指定地の指定状況

調査対象区域には、「砂防法」(明治30年 法律第29号)に基づく砂防指定地の指定はない。

イ 地すべり防止区域の指定状況

調査対象区域には、「地すべり等防止法」(昭和 33 年 法律第 30 号)に基づく地すべり防止区域の指定はない。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

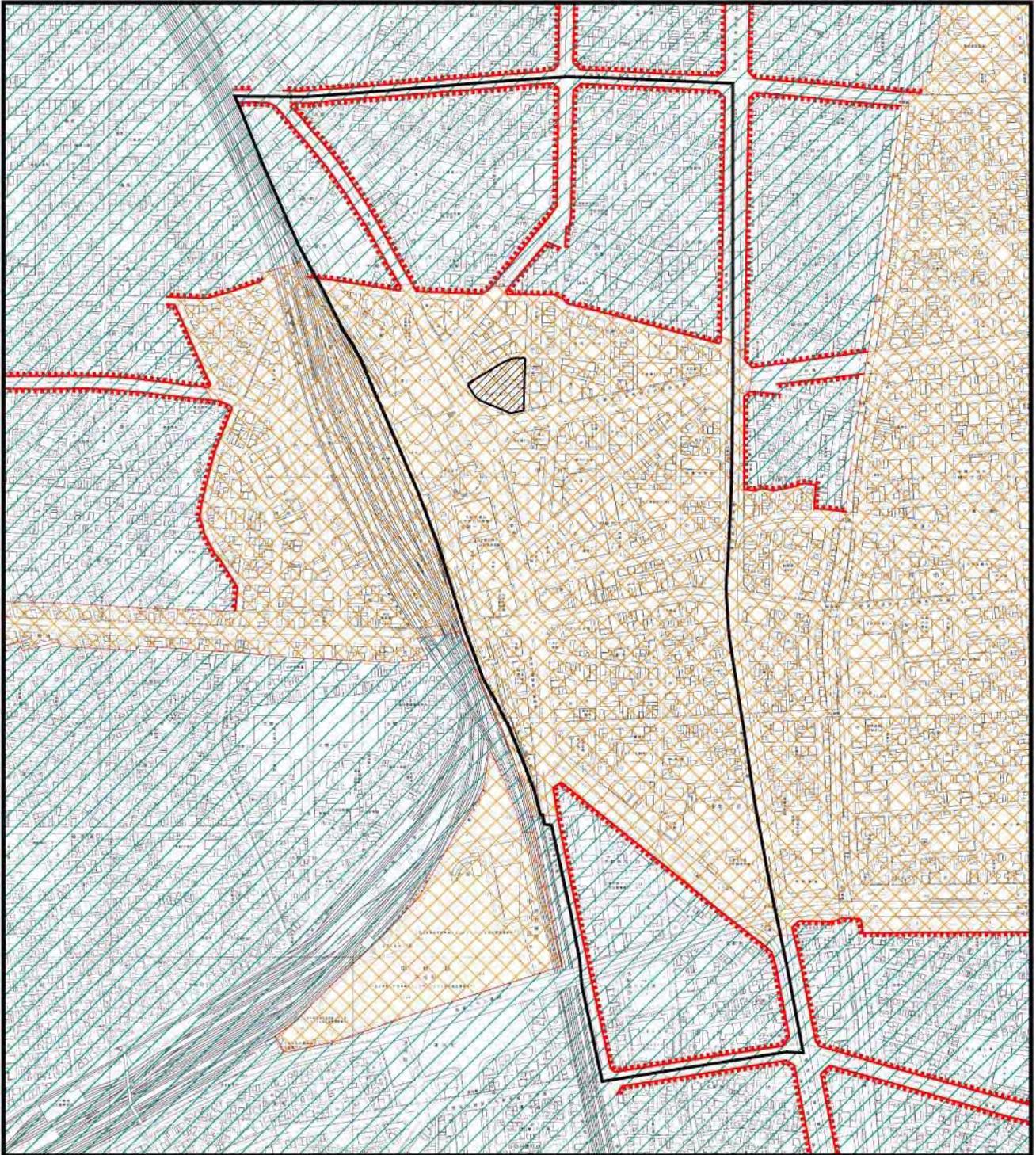
調査対象区域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年 法律第 57 号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

エ 災害危険区域の指定状況

調査対象区域には、「建築基準法」(昭和 25 年 法律第 201 号)に基づく災害危険区域の指定はない。

オ 防火地域及び準防火地域の指定状況

調査対象区域は、図 1.5-15 に示すとおり、「都市計画法」(昭和 43 年 法律第 100 号)に基づく防火地域もしくは準防火地域に指定されている。



凡  
例

-  : 事業予定地
-  : 調査対象区域
-  : 防火地域(集团防火)
-  : 防火地域(路線防火)  
(道路境界線から奥行11mの範囲)
-  : 準防火地域



Scale 1:12,500

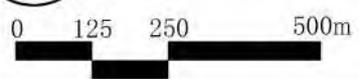


図 1.5-15  
防火地域及び準防火地域  
指定状況図

## (7) 環境保全に関する計画等

### 愛知地域公害防止計画

愛知県は、「環境基本法」に基づき、「愛知地域公害防止計画」を平成 18 年度に策定している。策定地域は、名古屋市をはじめ 9 市が含まれている。

### 愛知県環境基本計画

愛知県は、「愛知県環境基本条例」(平成 7 年 条例第 1 号)に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する「愛知県環境基本計画」を平成 9 年 8 月に策定している。本計画は、その後の社会情勢の変化や環境の状況に的確に対応し、持続可能な社会の形成を着実に推進するために、平成 14 年 9 月に第 2 次として、平成 20 年 3 月に第 3 次として改訂されている。

### 名古屋市環境基本計画

名古屋市は、「名古屋市環境基本条例」(平成 8 年 名古屋市条例第 6 号)に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「名古屋市環境基本計画」を、平成 11 年 8 月に策定している。本計画は、その後の新たな環境問題や社会情勢の変化を踏まえて計画の見直しを進め、平成 18 年 7 月に「第 2 次環境基本計画」が策定され、市民・事業者・行政が協働して環境保全に取り組むまちづくりをめざし、計画の期間は平成 22 年度としている。

「第 2 次名古屋市環境基本計画」の目標は、表 1.5-8 に示すとおりである。

表1.5-8 第2次名古屋市環境基本計画の目標

総合目標	個別目標	施策の方向
ともに創る 「環境首都なごや」	健康で安全な都市	・健康で安全な生活環境の確保 ・環境リスクの低減
	循環する都市	・廃棄物対策 ・交通・物流対策 ・健全な水の循環
	人と自然が共生する快適な都市	・快適なまちなみ ・自然とのふれあい ・自然環境保全と災害対策
	地球環境保全に貢献する都市	・地球温暖化防止 ・地球環境問題への取組

### 名古屋市地球温暖化防止行動計画

名古屋市は、平成 9 年 11 月に開催された「気候変動名古屋国際会議」に向けて、二酸化炭素総排出量を平成 22 年(2010 年)までに平成 2 年(1990 年)の水準から 10%削減することに努めるという独自の目標を掲げている。また、京都議定書で削減対象とされた二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス 6 物質については、平成 13 年 3 月に具体的な行動計画として「名古屋市地球温暖化防止行動計画」を策定し、平成 18 年 7 月に改定を行って、「第 2 次名古屋市地球温暖化防止行動計画」を策定した。ポイントは、「削減目標量を市民・事業者の主体別に提示」、「6 つの重点施策の設定」等である。行動計画の削減目標は、次に示すとおりである。

- ・名古屋市では、平成 22 年(2010 年)までに、市域内の二酸化炭素排出量を平成 2 年(1990 年)を基準として 10%削減する。
- ・二酸化炭素を含む温室効果ガス全体の排出量についても、平成 22 年(2010 年)までに、平成 2 年(1990 年)を基準として 10%削減する。  
ただし、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>については、基準年を平成 7 年(1995 年)とする。

#### 低炭素都市 2050 なごや戦略

名古屋市は、低炭素で快適な都市なごやを目指して「低炭素都市 2050 なごや戦略」を平成 21 年 11 月に策定した。この戦略では、名古屋の自然や風土を生かしたまちづくりを進め、地球温暖化防止に向けた温室効果ガス排出削減の挑戦目標として、2050 年までの長期目標として 8 割削減、2020 年までの中期目標で 25%削減を提示している。

#### 生物多様性 2050 なごや戦略

名古屋市は、生き物と共生する持続可能な都市なごやを実現するために、「生物多様性 2050 なごや戦略」を平成 22 年 3 月に策定した。この戦略では、「身近な自然の保全・再生」と「生活スタイルの転換」の二つの観点から、市民とともに、「多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市なごや」を、「戦略 1 自然に支えられた健康なまちを創ります」、「戦略 2 環境負荷の少ない暮らし・ビジネスを創ります」、「戦略 3 自然とともに生きる文化を創ります」、「戦略 4 まもり・育て・活かすしくみをつくります」の 4 つの戦略で目指している。

#### 水の環復活 2050 なごや戦略

名古屋市は、平成 19 年 2 月に水循環に関する構想「なごや水の環(わ)復活プラン」を策定した。その後、平成 21 年 3 月にプランの理念「豊かな水の環がささえる『環境首都なごや』の実現」を継承しつつ、2050 年を目途として、実現したい名古屋の姿と実現にむけての取り組みや 2012 年までに行うことをまとめ、「水の環復活 2050 なごや戦略」として改定した。この戦略では、水の環復活に取り組む基本方針として「水循環の観点からまちづくりに「横系」を通すこと、2050 年をターゲットとする「見通し」を持つこと、順応的管理を行うこと、地域間連携を積極的に行うこと」を掲げている。

#### ごみ減量化・再資源化行動計画

名古屋市では、平成 6 年 6 月に「ごみ減量化・再資源化行動計画」を策定し、その総合的な推進を図っている。また、平成 12 年 8 月からは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成 7 年 法律第 112 号)に基づき、紙製及びプラスチック製の容器と包装の資源収集を開始している。

一方、平成 20 年 5 月には、21 世紀の「循環型社会」へと結びつけていくための「名古屋市第 4 次一般廃棄物処理基本計画」を策定している。